



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県表彰規則の一部を改正する規則	1
◎高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則	3
◎高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
◎高知県消防表彰規程の一部改正（消防政策課）	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	6
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7

規 則

高知県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県表彰規則の一部を改正する規則

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則（平成28年高知県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「のうち奨学金」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「奨学生」を「奨学生（条例第5条第1項に規定する奨学生をいう。以下同じ。））」に、「大学」を「大学（同項に規定する大学をいう。以下同じ。））」に改め、同項を同条第2項とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ⑤
電話番号

育英資金請求書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第5条第1項の規定により育英資金の給付を受けたいので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第2条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて請求します。

在学する大学	名称		
	学部、学科等		
請求額	円（ 年 月～ 年 月分）		
育英資金の振込先	<input type="checkbox"/> 前回と同じ	金融機関名及び支店名	
		預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座
		フリガナ	
		口座名義	

- 注 1 「育英資金の振込先」欄は、前回請求時から変更がない場合は、□内にㄥ印を付けてください。この場合は、振込先を記入する必要はありません。
- 2 高知県夢・志チャレンジ基金条例第8条第2項の規定に基づき育英資金の給付を一時停止された期間については、育英資金は給付されませんので、その期間についての請求はできません。
- 3 この請求書には、大学の在学証明書（この請求書を提出する月の初日における在学を証明するものに限ります。）を添えてください。
- 4 この請求書は、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第2条第2項に規定する期限までに提出してください。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ㊤
電話番号
メールアドレス

修学状況報告書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第7条第1項及び高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第6条の規定により、前年度における大学での修学状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

在学する国公立大学	名称	
	学部、学科等	
大学を休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたって欠席した場合は、その期間	種別（ ） 期間（ 年 月 日～ 年 月 日）	
前年度末時点における累計修得単位数	単位（標準の単位数： 単位）	
その他報告事項		

- 注 1 「その他報告事項」欄は、勉学及び生活の状況のほか、将来の抱負、就職の内定状況等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 この報告書には、この報告書を提出する日の前年度（育英資金の給付期間の最終年度は、当該年度）の大学の成績証明書を添えてください。
- 3 この報告書は、4月末日（育英資金の給付期間の最終年度は、3月末日）までに提出してください。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第32号

## 高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則

高知県文化賞授与規則（平成7年高知県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

## 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

~~~~~

高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「広告物等許可申請書」を「広告物等許可申請書（第13条の2第1項において「広告物等許可申請書」という。）」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(点検結果の報告等)

第13条の2 条例第19条の2第1項の規定による点検は、条例第15条の規定による許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行うものとし、別記第3号様式の2による広告物等安全点検結果報告書を当該申請に係る広告物等許可申請書に添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第19条の2第1項の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利用広告物等（電柱等の表面を直接塗装したもの又は電柱等の表面に接して巻き付けたものに限る。）又は壁面等広告物等（壁面等の表面を直接塗装したものその他これに類するものに限る。）とする。

3 条例第19条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものとする。

4 条例第19条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条第2項に規定する者
 - (2) 屋外広告業者で構成される事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者
- 別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第13条の2関係）

高知県知事 様				年 月 日	
報告者	住所（事務所の所在地）	（郵便番号 - ）			
	フリガナ氏名（名称及び代表者の職・氏名）			Ⓜ	
	電話番号				
	許可の期間の更新の許可に係る広告物又は掲出物件について、高知県屋外広告物条例第19条の2第1項の規定による点検を行いましたので、次のとおりその結果を報告します。				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号	
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所					
広告物又は掲出物件の名称又は種類					
設置年月日		年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者	住所	（郵便番号 - ）			
	フリガナ氏名				
	電話番号			資格等	
	点検箇所		点検項目	異常の有無	改善の概要
基礎部・上部構造	1	上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有・無		
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・無		
	3	鉄骨のさび又は塗装の老朽化	有・無		
支持部	1	鉄骨接合部（溶接部及びプレートを含む。）の腐食、変形又は隙間	有・無		
	2	鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビスを含む。）の緩み又は欠落	有・無		
取付部	1	アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有・無		
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無		
	3	取付対象部（柱、壁及びスラブを含む。）又は取付部周辺の異常	有・無		
広告板	1	表示面板、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有・無		
	2	側板又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有・無		
	3	広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有・無		
照明装置	1	照明装置の不点灯又は不発光	有・無		
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有・無		
	3	周辺機器の劣化又は破損	有・無		
その他	1	附属部材（裝飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品を含む。）の腐食又は破損	有・無		
	2	避雷針の腐食又は損傷	有・無		
	3	その他点検した事項（ ）	有・無		
特記事項					
注 1 許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行った点検の結果について記入してください。 2 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものであるときは、その広告物又は掲出物件の点検者について「資格等」欄に記入し、高知県屋外広告物条例第19条の2第2項に規定する者であることを証明する書類の写しを添えてください。 3 「異常の有無」欄は、どちらか一方を○で囲んでください。 4 点検箇所に異常があった場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真を添えてください。 5 点検を行った広告物又は掲出物件に該当がない点検項目については、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。					

<p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 告 示 -----</p> <p>高知県告示第440号 高知県消防表彰規程（昭和42年4月高知県告示第137号）の一部を次のように改正する。 令和元年10月18日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>第2条第2項第2号を次のように改める。 （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>附 則 この告示は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 公営企業局管理規程 -----</p> <p>高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和元年10月18日 高知県公営企業局長 北村 強</p> <p>高知県公営企業局管理規程第5号 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第21条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第4項の規定の」に改める。</p> <p>附 則 この規程は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 人事委員会規則 -----</p> <p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年10月18日 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志</p> <p>高知県人事委員会規則第4号 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。 第8条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第</p>	<p>5号とする。 第9条第2号中「知事」を「任命権者」に改める。 第10条第1項中「知事」を「任命権者」に改め、同条第2項中「起算して1月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改め、同条第4項及び第5項中「知事」を「任命権者」に改める。 別記第2号様式（裏面）中 「3 この退職票の交付を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所に行き、この退職票を提示し、求職の申込みをして、所定欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。ただし、退職後、管轄公共職業安定所に行かないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となったときは、この退職票を再就職した任命権者に提出してください。」を 「3 この退職票の交付を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所に行き、この退職票を提示し、求職の申込みをして、所定欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。ただし、退職後、管轄公共職業安定所に行かないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となったときは、この退職票を再就職した任命権者に提出してください。」 4 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることができる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間です。ただし、その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第2項に定める所定の期限までに任命権者に申し出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となります。」に改め、同様式（別紙）を次のように改める。</p>	
---	---	--

(別紙)

⑥ 退職事由 【退職事由は、所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合がありますので、適正に記載してください。】		
任命権者記載欄	退職者記載欄	退職事由
<input type="checkbox"/>		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
<input type="checkbox"/>		2 定年等によるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職（定年 歳）
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>		3 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 退職勧奨
<input type="checkbox"/>		4 職場における事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>		(1) 勤務公署の移転により通勤困難となったため
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職
<input type="checkbox"/>		5 職員の個人的な事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) その他（具体的に ）
<input type="checkbox"/>		6 その他（1から5までのいずれにも該当しない場合）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 具体的事情記載欄（任命権者用） </div>		

別記第4号様式中
「高知県知事 様」
を
「任命権者 様」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の2及び別記第2号様式（別紙）の改正規定並びに次項の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に退職した者がこの規則（同項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則第8条の2第4号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第8条の2に規定する職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第10条第1項の人事委員会規則で定める者とみなす。

3 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条第2項の規定は、職員の退職手当に関する条例施行規則第6条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日（職員の退職手当に関する条例第10条第1項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日。以下この項において同じ。）がこの規則の施行の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の日以前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

5 旧規則別記第2号様式及び別記第4号様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19

号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第1号エ中「第16条第1号、第2号及び第5号」を「第16条第1号及び第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第8条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。